

定例委員会会議録

委員長	本橋	正壽
委員	岩崎	典子
委員	浅沼	敏幸
委員	中村	映子

- 1 日時 令和4年12月1日(木) 午前10時00分
- 2 場所 選挙管理委員会室
- 3 出席者 委員4名、事務局長、係長2名、書記2名
- 4 議案 (1) 在外選挙人名簿の登録について
(2) 選挙人名簿の登録および抹消について
(3) 公職選挙法等改正要望事項の調査・研究について
- 5 報告 (1) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について
(2) 衆議院小選挙区の区割り改定等に伴う有権者への周知について
(3) 衆議院小選挙区の区割り改定等及び在外国民審査制度の創設に伴う在外選挙人への周知等について
- 6 その他 (1) 日程について
(2) その他

午前 10 時 00 分、本橋委員長開会を宣す。

【議案】

(1) 在外選挙人名簿の登録について

選挙係長より、在外選挙人名簿に関して、出国時申請のあった 3 名を新たに登録するとの説明があり、可決された。総登録者数は 1,085 人。

(質疑・応答)

特になし。

(2) 選挙人名簿の登録および抹消について

選挙係長より、公職選挙法第 22 条の規定により、令和 4 年 12 月 1 日現在において 9,734 人の定時登録を行うこと、公職選挙法第 28 条の規定により、死亡・国籍喪失・失踪者を 205 人、4 か月経過者を 2,047 人、在外移転者を 3 人、誤載者を 0 人、総計 2,255 人の抹消を行うと説明があり、可決された。

令和 4 年 12 月 1 日現在の選挙人名簿登録者数は 620,018 人となる。

(質疑・応答)

特になし。

(3) 公職選挙法等改正要望事項の調査・研究について

庶務係長より、全国市区選挙管理委員会連合会東京支部長から依頼のあった、公職選挙法等改正要望事項の調査・研究について説明があった。世田谷区から「大都市における選挙公報の配布実態に即した公職選挙法の改正等について」要望が提出されている。内容は以下のとおり。

・選挙公報の配布未了を補完する規定を公職選挙法第 170 条第 1 項に設けてい

ただきたい。

これについて調査研究の上、事務局案をまとめ、次回の委員会でお諮りする。

(質疑・応答)

委員：練馬区で選挙公報の配布漏れによる苦情はどの程度あるのか。

事務局：毎回 40～50 件程ある。連絡があったら、業者に再配達をさせる。

委員：現場では問題意識を持っていても、法律を作る部門では問題意識を持っていない。問題提起として知らしめるのは大事。

事務局：要望に賛成の立場で次回までに検討するが、第 1 項に補完措置を規定するか、第 2 項の解釈を変えるかは議論になる。

【報告】

(1) 公職選挙法の一部を改正する法律の施行について

庶務係長より、令和 4 年 11 月 28 日付けで総務大臣から通知があった公職選挙法の一部を改正する法律の施行について報告があった。

第 210 回国会において成立した本法は、令和 4 年 11 月 28 日に公布され、交付の日から起算して 1 月を経過した日 (令和 4 年 12 月 28 日) から施行される。

主な内容は以下のとおり。

- ・衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定
 - ・衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正
-

また、この件および区民への周知について、12 月 7 日の企画総務委員会で報告する。周知は区報や、区ホームページ・SNS、公設掲示板・町会掲示板で行う。

(2) 衆議院小選挙区の区割り改定等に伴う有権者への周知について

選挙係長より、令和 4 年 11 月 28 日付けで総務省自治行政局選挙部管理課長から通知があった衆議院小選挙区の区割り改定等に伴う有権者への周知について報告があった。

(質疑・応答) (1) (2) をあわせて質疑

委員：施行日が 12 月 28 日となるが、来年の通常国会で冒頭解散となった場合、準備は大丈夫か。

事務局：粛々と準備を進めている。選挙システム上では大きな問題はないが、在外選挙人への周知や 9 区の開票所として使用予定の総合体育館が大規模改修中等の課題がある。

委員：9 区から 28 区へ変更になる方への周知を工夫してほしい。

事務局：選挙のお知らせを発送する際には周知のチラシを同封する。また、お知らせの投票区の表示を大きくする等の対応を行う。

(3) 衆議院小選挙区の区割り改定等及び在外国民審査制度の創設に伴う在外選挙人への周知等について

選挙係長より、令和 4 年 11 月 28 日付けで総務省自治行政局選挙部管理課長から通知があった衆議院小選挙区の区割り改定等及び在外国民審査制度の創設に伴う在外選挙人への周知等について報告があった。

練馬区の在外選挙人への周知方法は、現在投票区が 10 区の方および 9 区から 28 区に変更になる方宛てに国際郵便で案内を送付する (約 650 名)。また、在外選挙人証の投票区はシール対応とする。

(質疑・応答)

特になし

【その他】

(1) 日程について

今後のスケジュールについて、委員会日程予定表で確認した。

次回は、12月9日(金)午前10時00分から定例委員会を開催する。

(2) その他

選挙係長より、選挙人名簿抄本の閲覧の運用変更について説明があった。

選挙人名簿抄本を閲覧した内容について、筆記による転記のみ認めており、ノートパソコンでの入力は認めていなかったが、ペーパーレス化の観点や総務省が「筆耕による転記と同視できる範囲内であれば可能である」との見解を示していることから、上記見解に沿うものであればノートパソコンでの入力を可能とする。

(質疑・応答)

委員：閲覧者が抄本を撮影した場合はどうするのか。

事務局：今までに例はないが、内容を確認し消去させる。撮影を抑止するために事前に撮影が禁止である旨を伝えている。

午前10時55分 本橋委員長閉会を宣す。
